

中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針

(第3次)

首都直下地震対策局長級会議申合せ

平成24年8月8日

東日本大震災を踏まえ、首都中枢機能の継続性確保を図るための各府省庁における業務継続計画の充実・強化については、「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第2次)」(平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ、以下「第2次申合せ」という。)に基づき、各府省庁において取組が進められているところであるが、その後、中央防災会議において、首都直下地震対策に関する報告(「首都直下地震対策について(中間報告)」(平成24年7月19日首都直下地震対策検討ワーキンググループ)、「防災対策推進検討会議最終報告」(平成24年7月31日防災対策推進検討会議))がとりまとめられ、中央省庁の業務継続に関し多様な提言がなされたところである。

このような状況を踏まえ、政府においては、第2次申合せに基づく取組に加え、これらの報告に盛り込まれた業務継続に関する事項を最大限尊重し、着実に実施することを当面の取組方針とする。

なお、本申合せ及び第2次申合せに基づく事項については、必要な予算要求等を行うことも含め着実な実施を図ることとし、その取組状況については、今後適時にフォローアップを行うものとする。